

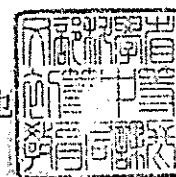


25 初児生第53号  
平成26年3月10日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内 藤 敏 也



(印影印刷)

#### いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（通知）

文部科学省においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を策定し、「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け文科初第814号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）において周知したところです。

基本方針においては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、警察や児童相談所等の関係機関との連携を求めています。

この基本方針を踏まえた関係機関との連携について、警察庁及び厚生労働省から所管の機関に対し、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携する上での留意事項等が示されており、学校等が警察や児童相談所と連携を進めていく上で、これらの機関の留意事項等を理解しておくことは重要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所管の私立学校に対し、国立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村にあっては認可した学校に対し、下記の事項に留意の上、別添の通達・通知について周知を図り、学校等と警察及び児童相談所の連携が一層強化されるよう、御指導をお願いします。

## 記

- 1 「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け警察庁丁少発第145号警察庁生活安全局少年課長通達） 別添1
  - (1) 学校におけるいじめの問題に的確に対応するために、各都道府県警察に対して、スクールサポーターの効果的な活用に努めるよう求められたこと。また、スクールサポーターが学校等と連携するに当たり、効果的と考えられるスクールサポーターの活動が示されたこと。

（効果的と考えられる活動）

    - 学校が加害少年に指導する際の助言
    - いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等
    - 加害少年への注意・説諭
  - (2) 法22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校組織」という。）について、学校からの求めがあれば、スクールサポーターを参加させるなど、学校におけるいじめの防止等の対策に協力するよう求められたこと。一方、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、捜査等を行う警察署等に所属するスクールサポーターが学校組織に参加している場合で、当該学校組織を母体とする調査組織にスクールサポーターが参加することを求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分得られていることが必要であると示されたこと。
  - (3) 学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置において、スクールサポーターに（1）に示す活動をさせるなどして、学校を支援するよう求められたこと。
- 2 「『いじめ防止対策推進法』の施行及び『いじめ防止基本方針』の策定に伴う児童相談所と学校等の連携等について」（平成26年2月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知） 別添2
  - (1) 「児童相談所がいじめ相談に対応するにあたっての留意点等」（別紙）において、いじめの相談の種類、受付経路、援助の種類が示されていること。
  - (2) 児童相談所におけるいじめ相談対応として、次の留意点が示されていること。
    - 児童本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校等と十分な連携を図ること。
    - 学校におけるいじめの問題については、一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが、いじめの問題の背景に、児童の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられることから、児童相談所としても、その機能に基づき、必要な場合には、学校からの相談に適切に協力していくことが求めら

れること。

- 学校から相談を受けた場合は、児童相談所、学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し、連携して対応すること。また、学校が、保護者や児童に対し、児童相談所への相談を勧める場合は、相談者が児童相談所の機能や行っている援助などについて理解のうえ相談に臨めるよう、児童相談所は学校に対して、学校から相談者への説明を依頼する必要があること。

(担当) 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係

電 話 03 (5253) 4111 (内線3299)

F A X 03 (6734) 3735

E-MAIL s-sidou1@mext.go.jp



原議保存期間3年  
(平成29年3月31日まで)

警察庁丁少発第145号  
平成25年10月11日  
警察庁生活安全局少年課長

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長  
科学技術研究所総務課長  
皇宮警察本部警務課長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各管区警察学校教務部長  
各 方 面 本 部 長

### いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づく「いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)は、平成25年10月11日に、別添のとおり策定された。

基本方針では、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組が定められている。

警察における法の要点及び留意事項については、「いじめ防止対策推進法の施行について」(平成25年9月26日付け警察庁丙少発第20号)において示したところであるが、基本方針の策定に伴う留意事項は下記のとおりであるので、学校や教育委員会等(以下「学校等」という。)との更なる連携強化を通じて、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進されたい。

なお、本通達は文部科学省と協議済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 国が実施すべき施策として定められた事項(10頁関係)

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「警察官経験者」の活用を推進することが示された。

いじめ問題に的確に対応するためには、これまで以上に警察と学校等との連携を強化する必要があるが、スクールサポーターは両者の架け橋として重要な役割を果たすものである。このスクールサポーターの導入に要する経費は、地方財政計画において措置されているところであるが、実際の導入状況は当該計画上の措置内容と乖離があり、また、都道府県警察間で顕著な格差が認められる。

各都道府県警察にあっては、財政当局に対し、法が定めるいじめの防止等の対策と

して、国や地方公共団体はスクールサポーターの確保が求められていることを説明し、地方財政計画上の措置内容に沿った予算措置が確実になされるよう折衝すること。

また、都道府県教育委員会等において、スクールサポーター制度に類似した制度（以下「代替制度」という。）を設け、スクールサポーターの任務と同様の活動を行っている都道府県警察にあっても、警察において措置し活動するスクールサポーターの独自性、必要性及び重要性から、代替制度とは別に地方財政計画上の措置内容に沿ったスクールサポーターを導入（増員）すべく財政当局と折衝すること。

## 2 地方公共団体が実施すべき施策として定められた事項（16頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、「スクールサポーター等の警察官経験者」が想定されることが示された。

学校におけるいじめ問題に的確に対応するために、スクールサポーターの確保が重要となる点については既述のとおりであるが、基本方針において、地方公共団体が確保を求められる人材として「スクールサポーター」が明示されたことから、各都道府県警察にあっては、その期待に応えるため、それぞれの実情を踏まえた上でスクールサポーターの効果的な活用に努めなければならない。この点については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成25年1月24日付け警察庁丙少発第1号）において示したとおりであるが、スクールサポーターには、学校への訪問活動の強化による情報の収集や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな対応等が求められる。また、学校等との連携に当たっては、次のような活動をスクールサポーターに行わせることも効果的と考えられる。

### (1) 学校が加害少年に指導する際の助言

いじめ事案に関し、学校が加害少年に対して指導を行うに当たり、対応方法等について相談を受けた際に、学校に必要な指導・助言を行い、適切な指導が行えるよう支援する。

### (2) いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等

学校及び学校の所在地を管轄する警察署と連携し、児童等に対するいじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等の啓発活動を行うとともに、保護者会等の機会を捉えて、保護者に対する啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組を行う。

### (3) 加害少年への注意・説諭

加害少年に対して、その健全な育成を図るための注意・説諭を行う。なお、当該支援については、被害少年やその保護者に同意を得た上で行うようにすること。

## 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として定められた事項

### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（22頁関係）

法第22条に規定された学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）については、法第13条に規定された「学校いじめ防止基本方針」

に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成のほか、いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有を行うなど、学校がいじめの問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担うことが示された。

学校からの求めがあれば、スクールサポーターを対策組織に参加させるなどして、学校におけるいじめの防止等の対策に協力すること。

なお、学校が設置する組織には、対策組織のほか、法第28条に規定されたいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（以下「重大事態」という。）において、事実関係を明確にするための調査等を行う組織（以下「調査組織」という。）がある。この調査組織は、迅速な設置のため、対策組織を母体として設置し得ることが示されたことから、スクールサポーターも構成員となり得る。他方、調査組織は、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることが基本方針に明記されており、調査組織による調査は、警察の捜査等（調査を含む。以下同じ。）の司法機関による対応とは異なる目的で実施されるものであることが示された。

しかしながら、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、捜査等を行う警察署等に所属するスクールサポーターが対策組織に参加している場合で、当該対策組織を母体とする調査組織にスクールサポーターが参加することを求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分得られている必要がある点に留意すること。

## (2) いじめの防止等に関する措置（24頁関係）

法第23条第3項に規定された複数の教職員等によるいじめを行った児童等に対する指導等については、基本方針の別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」（以下「別添」という。）において、次のとおりとされた。

### ア いじめられた児童生徒又はその保護者への支援（別添5頁関係）

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る際、状況に応じて、警察官経験者など外部専門家の協力を得ることが示された。

### イ いじめた児童生徒又はその保護者への助言（別添6頁関係）

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとることが示された。

学校からの求めがあれば、スクールサポーターに2に掲げた活動をさせるなどして、学校を支援すること。



雇児総発 0207 第 1 号  
平成 26 年 2 月 7 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児童福祉主管部 (局) 長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめ防止基本方針」  
の策定に伴う児童相談所と学校等の連携等について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。) 第 11 条第 1 項では、文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めることとされています。そのため、平成 25 年 10 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局長および高等教育局長通知「いじめ防止基本方針の策定について」が別添のとおり発出され、いじめ防止基本方針が策定されました。

この中で、児童相談所に関する事項は下記のとおりであるので、貴職におかれましては別添通知について御了知の上、児童相談所および管内市町村へ周知いただき、日頃からの児童相談所と学校や学校の設置者等との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣など、学校や学校の設置者等との一層の連携強化を働きかけられるようお願いいたします。

また、児童相談所における相談援助活動は「児童相談所運営指針について」(平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下、「運営指針」という。)を踏まえつつ地域の実情に即して実施に努めることとされていますが、いじめ相談に対応するにあたっての留意点等を、運営指針を基本にして別紙のとおりまとめましたので、ご参照の上、あわせてご周知ください。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

#### 記

#### 1 いじめ防止基本方針中第 1 の 3 の (2) の①および第 2 の 2 の (3)

地方公共団体が条例の定めるところにより設置することができる「いじめ問題対策連絡協議会」を構成する関係者として児童相談所が含まれていること  
(法第 14 条第 1 項関連)

2 いじめ防止基本方針中第1の7の(5)

学校や学校の設置者は児童相談所などの関係機関と適切な連携を図るため、平素から担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと



## 児童相談所がいじめ相談に対応するにあたっての留意点等

## 1 いじめ相談の種類

いじめ相談は、主に育成相談または非行相談として対応

	内 容
育成相談	性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談
非行相談	ぐ犯等相談、触法行為等相談

なお、上記の相談以外でも、相談対応の過程でいじめの情報が明らかになる場合があるため、留意が必要である。

## 2 いじめ相談の受付経路

## ① 被害児童

相談受付経路は、家族からの相談が多く、その他に学校からの相談など。

## ② 加害児童

相談受付経路は、家族からの相談、学校からの相談の他、警察等からの通告がある。

## 3 援助の種類

いじめ相談を受理し、調査、一時保護、診断、判定等の結果に基づいて実施される援助の種類は、助言指導、継続指導、訓戒・誓約、児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置、家庭裁判所送致などが考えられ、個々の事情に合わせて子どもの福祉にとって最善の方法を選択する。

## 4 いじめ相談対応の留意点

- ① 児童の錯綜する気持ちに十分配慮して、安心できる雰囲気を作り、悩みと一緒に考えるという姿勢で相談に臨むとともに、保護者に対しても苦悩する心情に十分配慮することが重要である。
- ② 児童本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校や教育委員会と十分な連携を図るとともに、必要に応じ、医療機関、警察等とも協力をしつつ対応を進めることが必要である。
- ③ 学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが、いじめ問題の背景に、児童の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられることから、児童相談所としても、その機能に基づき、必要な場合には、学校からの相談に適切に協力していくことが求められる。
- ④ 学校から相談を受けた場合は、児童相談所、学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し、連携して対応する。例えば、いじめの事実関係の把握は学校の設置者または学校が行い、それらの事実関係を踏まえた育成相談・非行相談を児童相談所が担うなどの連携方法が想定される。

また、いじめの対応に当たっている学校が、保護者や児童に対して、児童相談所への相談を勧める場合は、相談者が児童相談所の機能や行っている援助などについて理解のうえ相談に臨めるよう、児童相談所は学校に対して、学校から相談者への説明を依頼する必要がある。

このため、児童相談所は日頃から学校との連携を密にし、児童相談所の機能や、行っている援助などについて学校の理解を得ておくよう努めることが適当である。

※ この他、運営指針の第1章第3節、第3章、第4章等を参照のこと